



# 入居が決まったら

## 1 入居手続き

- ① 敷金は不要です。  
ただし、退去時には入居者のご負担により入居時の状態に戻していただきます。  
畳の表替え、ふすまの張り替えは、入居の期間にかかわらず、必ず行っていただきます。  
このほか、共同生活において守っていただく事項についても、誓約書に記載されていますので、こちらをすべて遵守できる方のみ入居することができます。
- ② 令和2年4月1日以降の入居から、連帯保証人は不要となりました。

## 2 入居される住宅の修繕の状況

募集する住宅は、新築住宅を除き前の入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご了承ください。  
また、市営住宅は建築後、年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。

## 3 入居者による設備の設置と撤去

- ① 一部の住宅には、風呂釜・浴槽・湯沸かし器・給湯器等が設置されていません。  
また、すべての住宅でエアコン・ガスコンロ・照明器具が設置されていません。  
必要に応じて、入居者のご負担により設置してください。
- ② 退去時には原状回復していただくため、入居者が設置した設備については、撤去していただきます。その際の費用は入居者のご負担となりますので、ご承知おきください。

### 《お風呂設備の例》



※お風呂設備がない浴室



※バランス釜設置後の浴室

## 4 入居後の注意事項

※申し込みにあたっての了解事項とさせていただきます。

- ① 市営住宅内では、他の入居者との円満な共同生活を妨げるような行為は禁止されています。
- ② 市営住宅内では、犬・猫・鳥等の動物を持込むこと(預かること)、飼うこと、エサを与えることは禁止しています(盲導犬についてはご相談ください)。
- ③ 快適な共同生活を送るために、多くの団地では自治会が作られています。入居した場合は自治会に加入し、活動(共用部分の清掃等)に参加していただきます。
- ④ 階段灯、外灯、エレベーター、集会所、給水ポンプの電気料金や共用の水道等の維持管理費は、共益費として入居者負担となります。共益費の徴収は自治会で行ってしますので、必ずお支払いください。  
なお、金額は自治会によって異なります。
- ⑤ 市営住宅では、インターネットの設備は導入されておりませんが、ケーブルテレビ(ジェイコム湘南)が導入されており、ジェイコムとの個人契約(有料)によりインターネットの利用が可能です。  
また、新たに他社のインターネット設備を設置することはできません。
- ⑥ 市営住宅内に、自動車の駐車区画が確保されていて、かつ空き区画がある場合のみ、駐車場をご利用になれます。駐車場を使用できる自動車は、入居者が所有し、駐車区画に保管ができる規格(長さ5.0m、幅1.8m以下)のものとなります。駐車場があっても、空き区画のない団地に入居される場合は、民間の駐車場をご自分で確保してください。  
※団地内は、駐車指定場所以外は駐車禁止です。違法駐車や迷惑駐車は絶対にやめてください。
- ⑦ 入居後は、市営住宅の全世帯を対象に毎年収入調査を行います。その調査結果で翌年の家賃を決定しますので、収入申告書の提出がない場合は、民間賃貸住宅並の家賃負担となります。
- ⑧ 入居者(名義人)が死亡・離婚等により退去した後、名義を引き継ぐことが出来るのは、原則名義人と同居している配偶者のみです。
- ⑨ 入居から3年を経過した後に、世帯の月収額が入居収入基準を超えた場合には、収入超過者となり、住宅の「明渡し努力義務」が生じるとともに割増家賃が加算されます。  
また、入居してから5年を経過した後に、高額所得者として認定されたときは、一定の期間を定め、住宅の「明渡し請求」をし、退去していただきます。
- ⑩ 不正の行為により入居したとき、家賃を3か月以上滞納したとき、住宅を故意にき損したとき、または無断で模様替えをしたとき等は、住宅の明け渡しを請求することがあります。